

2020年3月23日

福岡県知事 小川 洋 様

福岡県建設労働組合
執行委員長 江口 謙二

新型コロナウイルス感染症にかかわる建設業者・労働者の緊急要請

日頃より、地域建設業の振興、建設業従事者の健康・福祉の増進にご尽力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大により、県民に不安が広がっています。建設業においても建設現場で感染対策、県内の建設現場でも建設資材の供給遅延が発生するなど、大きな影響が出ています。住宅建築や社会インフラの整備などを考えると地域建設業への対策・支援は、県民生活の維持にとっても重要です。

つきましては、建設業従事者の感染防止、県内建設業者の事業継続のため、下記の対策を至急検討されるよう要請します。

記

1. 官民間問わず、建設現場における感染防止対策を徹底するように、受注者・関係団体に周知してください。
2. 建設現場内での感染防止対策について、下請業者・労働者に任せず、発注者・受注者の協力のもと元請責任で徹底されるようにしてください。マスクの配布・着用や手洗い設備の設置など指導を徹底してください。
3. 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休校等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）は、助成額を実態に見合うよう増額するとともに、建設現場に従事する個人事業主、一人親方等についても同額を助成するよう国に働きかけてください。また、県として独自に、中小企業に対して、実際の賃金日額と国の助成金との差額を助成してください。
4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、建設現場の閉所、工事の一時中断等がされた場合、日給月払い制の給与形態が多い建設技能労働者の実態を考慮し、建設技能労働者・個人事業者・一人親方等が有給の特別休暇を取得できるよう、発注者として必要な措置を講じてください。3月11日付で国土交通省より「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」が発出されています。その中には、元請負人は、全ての元請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払い等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮することとあります。発注者の責任で元請人を指導して、元請負人の責任を果たすよう指導をお願いします。

5. 工事現場において、発注者・元請・上位業者から、工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の申し出・指示等があった場合、「受注者の責めに帰すことができないもの」であることを明確にし、契約書等に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更についての合意・確認を必ず書面で行うよう、発注者・元請業者等への周知徹底を図ってください。
6. 新型コロナウイルスの感染拡大の影響による、資材、設備機器等の生産・製造中止、納期遅延等は深刻であり、今後も長期化する恐れがあります。こうした現状を踏まえて、新型コロナウイルス対応緊急融資制度においては、返済据え置き期間を長期に設定し、利子・保証料を補給する制度をつくってください。
また、セーフティーネット保証制度の5号について、すべての建設関連業種を対象とするとともに、さらなる拡充を政府に強く要望してください。
7. 建設資材不足が今後も益々深刻化することも予想されます。また、一部の業者の買い占めなどによる資材の高騰も予想されます。便乗値上げなどが起こらないように対策を講じてください。
8. コロナウイルスの影響で売上が激減する中小零細事業者に対して、緊急に固定費（家賃・リース料・人件費）などを補助する制度の創設と、生活資金貸付制度が利用出来るようにしてください。
9. 現在、所得税と消費税の確定申告の時期が延長されましたが、事態の収束が見えない状況のもとでは、納税もままならない状況です。納税の猶予など事業継続のための緊急対策を実行するように政府に対して申し入れを行ってください。また、緊急対策を検討し実施してください。

以上

[本件に関するお問い合わせ先]
福岡県建設労働組合 県本部
担当：平安 将隆/池田 恵介
電話 092-511-4703 FAX 511-4752